


知っておきたい

新	相	続	・
事	業	承	継



第12回 遺言書保管制度の創設



忘れるが勝ち！

加齢に伴い、物忘れが激しくなり、つい数分まえ、いや数秒前のことさえ忘れることが多くなりました。つくづく自分が厭になります。そんなとき思いだすが、外山滋比古の「忘れるが勝ち！」という名言？否、心強い味方です。彼は、「忘れる」ことは人間の基本であり、「忘れてはいけない」と思うことは大間違いだということです。覚えるのは努力を要するが、人間は自然に忘れるようにできているということです。忘れても病気にはならないが、覚えようとすると、ストレスがたまるとういいます。納得です。

また、忘れることは「頭のゴミだし」であり、頭が空っぽになれば、リフレッシュでき、回転がよくなるということです。

私には、空っぽという感覚もないし、ましてや回転がよくなったという意識は毛頭ありません。ただ、過去には思い出したくない様々なことがあったはずですが、忘れてしまったのんびり過ごしています。忘れることは、天が与えてくれた生きる知恵かもしれないと自分に都合のよいよう解釈し、開き直っています。

ただ、本人は、忘れてしまった

至って幸せなのですが、周囲には多大の迷惑をかけているはずですよ。



そろそろ本題

自筆証書遺言の保管

自筆証書遺言は、自分で作成し自己責任で保管するのがこれまで一般的でした。しかし、そこには、次のような思わぬ落とし穴がありました。

- ・様式が不備で無効になる。
- ・内容が不明確でトラブルになる。
- ・紛失してしまう。捨てられてしまう。

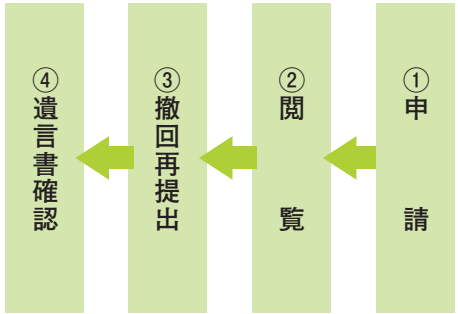
・遺言書があること自体を知らない。

こうしたリスクをなくすために、民法が改正され、自筆証書遺言の保管制度が創設されました。

なお、公正証書遺言及び秘密遺言証書は公証人役場で作成され、保管されるので、こうしたリスクは基本的にありません。

保管制度の一連の流れ

「法務局における遺言書の保管等」は、2020年7月10日からスタートしましたが、それは次のような流れになっています。



①申請から③撤回・再提出までは遺言者自身が行い、④遺言書確認

認は、相続人・受贈者（遺言によって遺産を受ける者）が行います。申請は、遺言者自らが、遺言者の住所地・本籍地、不動産の所在地を管轄する法務局（遺言書保管所）に向いて行います。

①申請にあたっては、遺言書は封をしないで持参します。法務局では、本人確認をし、遺言書が適法に作成されているかどうか、署名、押印、日付の有無などを外形的に確認します。なお、内容までは確認しません。この確認があることよって、様式の不備等が無効になることは少なくなるはずですよ。

確認が終わると、原本を保管するとともに、それを画像データにして管理します。遺言者はいつでも②閲覧することができます。閲覧して、③申請を撤回することも内容を変更して再提出することもできます。このように、遺言者はいつでも、何度でも、遺言書の内容を変更することができます。

遺言者が亡くなると、相続人・受贈者は、遺言書の画像データを用いた④証明書（遺言書情報証明書）の交付及び遺言書原本の閲覧を請求できます。

遺言者の死亡後、相続人・受贈者のうちの誰かが、④遺言書の確認を行うと、法務局の遺言書保管官は、速やかに、当該遺言書を保管している旨を遺言者の相続人受贈者、さらには遺言執行者を指定している場合には、遺言執行者に通知します。これで、関係者は、全員、遺言書の存在を知ることができ安心です。



公認会計士・税理士  
松山大学名誉教授  
税理士法人原田会計会長

原田 満範